東淀川区創設100周年記念　ロゴマーク　募集要項

１．募集概要

東淀川区は、1925（大正14）年4月に行われた大阪市の第2次市域拡張により西成郡下の町村が市域に編入されて誕生し、1974（昭和49）年に分区して現在の区域になり、2025（令和7）年に区創設100周年を迎えます。

この記念すべき節目に、郷土への愛着と誇りを深める機会とし、この先100年のさらなる飛躍と発展に向けた様々な記念事業を実施します。

そこで、東淀川区創設 100 周年記念事業のシンボルとなるロゴマークを募集します。

採用されたロゴマークは、東淀川区創設100周年を広くPRするため各種制作物、ホームページ等で使用するほか、本市が認める事業でも使用します。

２．募集期間

令和６年７月１日（月）～７月31日（水）必着

※持参の場合の受付時間は、開庁日の9 時～17時30分（12時15分～13時を除く）

３．応募資格

大阪市内在住・在学・在勤の方

※未成年の方は保護者の同意を得た上で応募してください。

４．応募要領

(1) 「１．募集概要」 のテーマやコンセプトに沿った内容としてください。

(2) 応募点数は1人1点まで。

(3) 正方形、長方形、円形、エンブレム形式等、ロゴマークの形状は問いません。

(4) 東淀川区創設100周年記念ロゴマーク募集特設HPに掲載した「東淀川区キャラクター　こぶしの みのりちゃん」のポーズバリエーションまたは「区の花　こぶし」の画像データを使用したデザインとし、「大阪市東淀川区マスコットキャラクター使用取扱要綱」及び「こぶしの みのりちゃんキャラクターの使用禁止例」に従ったデザインで作成してください。

(5) 「応募様式」には、カラー版を所定の枠内に載せてください。なお、採用作品は、用途により様々なサイズおよびグレースケールに変更して活用することがあります。

(6) 次のいずれかの方法により応募してください。

① 東淀川区役所総務課（総合企画）３階32番窓口に送付または持参

「応募様式」をA４サイズに印刷したものを使用し、原本１部に加え、カラー印刷した写しを１部、計２部を同封し、封筒の表に「ロゴマーク在中」と朱書きのうえ、送付または持参してください。

② メールで送信

送信先：higayodo100anniv@city.osaka.lg.jp

メールの件名を「ロゴマーク応募」とし、「応募様式」を添付してください。

(7) 原画の画材は自由ですが、印刷物等での活用を想定し、採用決定の通知後、すみやかに作品の電子データを以下の仕様で提出していただきます。

① 形式：jpeg／pdf／AIいずれかの形式でアウトライン化して保存したもの

② 内容：容量10ＭＢ未満

③ 媒体：ＤＶＤ－ＲまたはＣＤ－Ｒ

(8) 採用決定後、ロゴマークの様式を定めた運用マニュアルの作成にご協力いただくことがあります。

５．選考方法

応募作品の中から、（仮称）東淀川区創設100周年記念事業実行委員会で決定する予定です。

６．採用作品の決定・発表発表

令和６年秋ごろを予定しています。採用作品の応募者に直接連絡するほか、区ホームページ等で発表する予定です。不採用通知は行いません。

７．採用決定後の取扱い

(1) 採用作品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）その他一切の権利等は、大阪市に帰属するものとします。

(2) 採用作品の応募者は、採用作品の著作権譲渡及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）の権利不行使を約束するため、本市と正副２通の契約書を作成し、各々が保管するものとします。

８．注意事項

(1) 応募作品にかかる経費及び送料等の全ては応募者の負担とします。

(2) 採用されなかった応募作品については返却しませんが、著作権は大阪市に移転しません。

(3) 応募者の個人情報については、本募集に関すること以外の目的には使用しません。なお、採用作品の発表の際は、当該作品の応募者の住所（区名のみ）、氏名、年齢を公表します。

(4) 応募作品は、商標登録及び意匠登録していない自作の未発表作品に限り、他の著作権その他第三者の権利を侵害しないものとします。盗用、引用等これらの条件に違反条件に違反していたことが発覚した場合は、失格とします。

(5) 本要項の規定に反する作品は、選考の対象となりません。また、採用後違反が判明した場合は、採用を取り消します。また、内容によっては、損害賠償請求等をすることがあります。

(6) 選考の結果、該当作品がない場合もあります。

(7) 選考の結果に対する、お問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

(8) 応募の時点でこの募集要項の記載事項に同意したものとします。

９．免責事項

以下について、本市は一切の責任を負いません。

(1) 理由を問わず、応募者が被った損害（本募集への参加は、応募者の自己責任での参加とさせていただきます）。

(2) 応募作品に起因して生じた損害。

10．その他

本市は、本要項の内容のほか、本募集の実施、内容、スケジュール等を予告なく改訂、追加または変更をすることができます。

11．応募先

東淀川区役所総務課（総合企画）３階32番

所在地：〒533-8501 大阪市東淀川区豊新２－１－４

電子メール：higayodo100anniv@city.osaka.lg.jp

12．問い合わせ先

東淀川区役所総務課（総合企画）

電話：06-4809-9683

ファックス：06-6327-1920

電子メール：higayodo100anniv@city.osaka.lg.jp